

平成29年6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

◆23番（小川利枝子君） おはようございます。公明党を代表して一般質問いたします。

今、私は、この場に立ち、新しさの意味を考えております。4月の人事異動で行政の方々の顔ぶれが変わりました。新庁舎が竣工し、議場が一新いたしました。臨時議会を経て、議長を初めとする議員の役職も変わりました。この新しさは誰のものなのでしょうか。言うまでもなく、市民のためのものでございます。竣工式後の見学会では、想定をはるかに超える来庁者の数に、新しい庁舎への関心の高さ、そして期待の大きさを実感いたしました。新しさが見かけだけではなく、新たな希望と期待へと応えるべく、市民の代表、そして代弁者として凛とした姿勢で挑んでまいります。たとえ小さくとも、変化を起こすことから大きな変革が始まることを肝に銘じ、一般質問いたします。

質問項目の1は、保育所待機児童対策についてでございます。

保育所に子どもを預けたくても受け入れてもらえない。少子化の今日にあって、連日メディアで紹介される保護者の声を目にし、耳にするたびに、時代が大きく変わったことを再認識いたします。子どもが減少し、保育施設は増加しているにもかかわらず、需要と供給のバランスが崩れているのは、保育ニーズが著しく高まっているからでございます。

「保育園落ちた日本死ね!!!」とネット上で叫んだ保護者がおりました。私自身、その気持ちはわからなくはございません。しかし、その言葉から波紋は生じても、保育行政を動かすには至りません。まずは現状を冷静に捉え、分析し、対話によって解決の糸口を見出すことが必要ではないでしょうか。私は、市民の代表として対話を希望いたします。

そこで、保育所待機児童対策について、1点目は、習志野市の平成29年度における現況と、その分析結果について伺いいたします。

2点目は、私ども公明党は、対策の一助になると考え推進してまいりました子育て施設の再編を確認するために、公立の保育所と幼稚園の在籍児童の現状について伺いいたします。

質問項目の2は、指定管理者制度についてでございます。

導入から10年の歳月を経る今、指定管理者制度という言葉も聞いても目新しさを感じないと申しましょうか、なれからくる油断と思われるような出来事を市民の方々から聞くことがございます。この場では、その一つ一つを申し上げることは控えますが、制度の趣旨や導入の目的を十分に理解しているならば回避できるものが多いように感じております。制度自体はこなれているはず。したがって、制度を運用する側の問題なのではないでしょうか。私は、いま一度、指定管理者制度が創設されたときの緊張感を取り戻すことが必要と考えます。

そこで、平成29年度における習志野市の指定管理者制度の導入状況と今後の方針について伺いいたします。

質問項目の最後は、障がい者基本計画についてでございます。

これまで私は、議会の場においてさまざまな立場から、そしてさまざまな視点から、支援を要する方々への施策について確認させていただきました。今、あえて障がい者とは言わず支援を要する方と表現したのは、障害者手帳の有無にかかわらず、発達など自身の行動特性に悩みや問題を抱える人、また、彼らの身近にいる家族や親類縁者、教員や指導員なども包括し、社会全体がその悩みや問題を共有し、解決に向かうべきと考えるからでございます。

私は、この障がい者基本計画に期待いたしております。なぜならば、習志野市手話、点字等の

利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例を制定するなど、周囲を巻き込んだ施策を打ち出す習志野市は、決して障がい者や、その御家族のみに解決を委ねるようなことはないと考えからでございます。そこで、過去の計画の実績などをどのようにそしゃくし、このたびの計画に反映させようとしているのかを踏まえ、策定作業の進捗と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

以上、私の1回目の質問とさせていただきます。

◎市長(宮本泰介君) 皆さん、おはようございます。

本日から6日間の一般質問、よろしく願いいたします。

それでは、小川利枝子議員の一般質問に全て私の答弁でお答えいたします。

大きな1点目、保育所待機児童対策について、(1)習志野市の現況についてお答えいたします。

本市の待機児童の現状を申し上げますと、平成29年、本年4月1日現在で338名、直近の6月1日では285名となり、前年同時期の51名と比較して234名の増加となっております。この待機児童数の増加要因といたしましては、主に4月時点での入所申込者数が昨年度755名であったのに対しまして、本年度は913名、前年度から比べまして158名ふえていることに加えまして、保育士不足によりまして46名の受け入れ制限をせざるを得なかったことが挙げられます。このように、現状では、保育の需要量と供給量に乖離が生じているもので、現在、一刻も早い待機児童の解消に向けまして、これまでの計画どおりに新たな施設を順次整備するとともに、保育士の処遇改善にも積極的に取り組んでまいります。

なお、今年度は、最近の経済情勢、女性の意識の変化等に伴い、共働き世帯が増加し、保育需要がさらに高まっていることから、女性の就労拡大による影響や乳幼児人口の状況などによる今後必要となる保育需要量を再分析し、これに応じた施設整備等の対策についても再検討してまいります。

続きまして、(2)子育て施設の再編方針についてお答えいたします。

これまで本市における乳幼児期の教育・保育の提供は、市立と私立の幼稚園・保育所施設が連携し、お互いがそれぞれの役割を担うことで多様なニーズに対応してまいりました。このような中で、市立幼稚園の園児数は減少の一途をたどり、新たに入園を希望する園児数が10名を下回る幼稚園が発生しているなど、本市が目指す集団教育の観点や教職員の質の向上、運営に要する経費など、さまざまな課題が生じてきております。

一方で、共働き家庭の増加によりまして保育所需要がふえる中で、子どもを保育所に預けられずに待機児童が急増するという深刻な事態も生じています。

このような事態に対応するために、本市では、市立幼稚園・保育所における教育・保育を将来にわたって持続可能なものとしながら、時代に応じて柔軟な受け入れ体制を可能とする認定こども園の整備を計画的に進めております。また、民間活力を導入することで多様な保育サービスを提供するとともに、保育所の受け入れ枠の拡大に努めております。

しかし、保育所需要と幼稚園需要との動向は著しく変化をしております。特に幼稚園の園児数が大きく減少している地域におきましては、既に生じているさまざまな課題を解決するとともに、新たな子育て支援の実施によりまして、産み育てやすい環境を整えるために、市立幼稚園の再編方針であるこども園化の検討を指示したところであります。

このように、今後も引き続き認定こども園への移行や、既存こども園における1号認定子ども、いわゆる幼稚園教育対象児と、2号認定子ども、いわゆる保育所保育対象児の定員のあり方を検討するなど、民間認可保育所等との整備とあわせて既存施設の再編についても取り組んでまいります。

続きまして、大きな2点目、指定管理者制度について、平成29年度における習志野市の指定管理者制度導入状況と今後の方針についてお答えいたします。

指定管理者制度は、平成15年9月の地方自治法の一部を改正する法律の施行により、公の施設の管理委託を従来の公共的団体等に限定していたものから、NPO団体、民間事業者等を含めた地方公共団体が指定する法人、その他の団体に施設の管理運営を行わせ、民間の知恵、創意工夫を活用し、住民サービスの質を高めることを目的とする制度であります。

そこで、本市におきましても、平成17年3月定例会において習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定の議決を経て、平成18年度から指定管理者制度を導入してまいりました。平成29年4月1日現在では30の施設の管理運営に指定管理者制度を導入しているところであります。この制度の運用につきましては、公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針にのっとり、各部局に設置する指定管理者制度検討委員会におきまして制度の導入・更新の可否及び選定方法を検討し、市議会の承認を得て指定管理者を指定しているところであります。また、指定後につきましては、施設の管理運営に関しサービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなど、確認する作業であるモニタリングを行っております。

今後につきましては、多様化する住民ニーズに対応する施設の管理運営に向けて、より効果的・効率的なモニタリングの実施方法や第三者評価の活用等の検討を進め、指定管理者に対して必要に応じ改善に向けた指導・助言を行えるよう努めてまいります。

最後に、大きな3点目、障がい者基本計画について、現在策定中の障がい者基本計画の進捗状況と今後のスケジュールについてお答えいたします。

習志野市障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定する、本市障がい者福祉施策の根幹をなす、基本的・総合的な計画であります。平成9年度に始まりました第1期計画から、平成24年度から今年度までを計画期間といたします第3期計画まで、障がい者福祉をめぐる環境や制度の変遷を踏まえながら策定してまいりました。現行の第3期計画は、基本目標として、誰もが互いに個性や人格を尊重し、支え合い、地域でありのままに暮らすことができる社会を掲げ、障がいや、障がい者に対する理解や、地域による支え合いの推進、権利擁護の充実、一人一人に応じた支援の充実などを重点課題といたしまして、各種施策に取り組んでおります。

一方で、現行の計画期間内には発達障害者支援法の改正や、障害者差別解消法が施行されるなどの大きな変化がありました。このような社会環境の変化を捉え、地域社会全体で障害者を支えていくこと、生涯を通じた切れ目ない支援を行うこと、さらには、制度のはざまにあるグレーゾーンの人への配慮などに一層力を注ぐ必要があるものと認識しており、各分野の壁を超えた総合的な連携に基づく支援が求められております。

このことから、次期計画には、これらの障がい者施策における課題に応えるため、障がい当事者や障がい関連事業者などのほか、広く市民の視点を踏まえることによりまして、より実効性を備え

た計画としてまいります。

次期計画の策定に当たりましては、有識者や障がい当事者等13人で構成いたします障がい者基本計画等策定委員会や、庁内各部局職員で構成いたします検討委員会を設置し、検討してまいります。

また、障がい者地域共生協議会から意見をいただくなど、さまざまな視点を取り入れ、本年12月にパブリックコメントを実施いたしまして、来年2月に策定を完了する予定となっております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◆23番(小川利枝子君) はい。市長、御答弁ありがとうございました。それでは、通告順に従い再質問させていただきます。

初めに、保育所待機児童対策についてお尋ねいたします。

先ほどの市長答弁で習志野市の実情が確認できました。保育所には入りたいが入れないお子さんがいる。幼稚園は、受け入れ体制があっても希望者が少ない施設がある。また、御答弁にはございませんでしたが、幼稚園教諭は充足している、しかし保育士は不足している、こうした御答弁だったと思います。しかし、これは習志野市固有の課題ではないはずでございます。

そこで、保育所待機児童の今後の推移と増加の要因についてお伺いいたします。

◎こども部長(竹田佳司君) はい。保育事業についてお答えを申し上げます。

子ども・子育て支援新制度におきまして市に策定を義務化されました、子ども・子育て支援事業計画、こちらには、待機児童を早期に解消するために実態に応じた保育必要量の見込みと、これに対する施設整備等の確保策、これを定めてございます。計画では、保育必要量の最大を、年少人口推計の最大となります平成29年度、こちらで3,175人になると見込み、平成30年度以降は微減に転ずると推計をしているところでございます。これは、平成27年度の保育所等の定員2,028名を1,000人以上上回る数値でございまして、潜在保育需要を含めた数となっております。

保育需要の増加要因といたしましては、新たな開発における人口増、それから女性の社会進出への希望、さらには経済的要因等によりまして潜在的保育ニーズが掘り起こされたものと考えております。こうした保育需要の増加により発生をいたします待機児童への対策は全国的な課題ではございますけれども、これを解決するために、私どもといたしましては、子ども・子育て支援事業計画、こちらにのっとり着実な施設整備等を進めてまいります。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。これは答弁にございましたように全国的な課題です。ですから、習志野市では、本市の子ども・子育て支援事業計画の着実な実行による対応をお願いいたします。

そこで、これだけ大きな課題となっている保育所待機児童についてでございますが、これまで福祉問題審議会など各種審議会がございまして、そのような中でどのような協議がなされているのか、お伺いいたします。

◎こども部長(竹田佳司君) はい。待機児童対策の協議経過ということでお答えを申し上げます。

待機児童対策を具体的に定めた子ども・子育て支援事業計画、こちらは、これを所掌します子ども・子育て会議及び福祉問題審議会において委員の皆様との協議を重ね、これを反映させる形で策定をいたしました。

主な御意見といたしましては待機児童の早期解消と質の確保でございまして、具体的に申し上

げますと、新制度によりまして市が認可することとされておりました小規模保育事業所、こちらの認可基準を認可保育所と同一化することや、幼稚園のこども園化、さらには預かり保育の拡大などにより保育需要の受けとめを可能とすること、さらには保育士確保のための具体的な対策などについて御意見や御質問をいただいているところでございます。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。課題を回避するのではなく、今ある対応策、そこに工夫を凝らして対処する姿勢だと、そういうことを確認できましたので、私としては安堵いたしました。

一朝一夕に解決しないことは十分承知いたしております。協議に協議を重ねていただき、しかしながら、協議に終始することなく、できるところから取り組んでいただきたいと思います。期待いたしております。

また、これまでの答弁で、保育士が待機児童解消の重要なキーワードであると、このことも確認できました。そこで、6月1日に千葉県による保育士の処遇改善策が報道されておりました。その内容と、習志野市の対応についてお伺いいたします。

◎こども部長(竹田佳司君) はい。千葉県によります保育士の処遇改善策の内容についてお答えをいたします。

千葉県は、本年10月から、市町村が私立保育園等の保育士の賃金に上乗せ補助をした場合、その補助に対し、県が1万円を上限に2分の1の割合で補助を行うと今日の1日に示されました。これを受けて、市長の御指示もございまして、本市においても内容を確認しながら実施に向けて検討を始めたところでございます。

今後も安定した保育を提供するために、国・県並びに近隣市の動向を踏まえながら、さらなる保育士の処遇改善に努めてまいります。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

保育士不足の要因の一つが処遇にあると、賃金を引き上げることで改善を図る、こういう構図は保育士さんのモチベーションを引き上げるものにつながると、また直結するものと思っております。また、御家庭の時代の変化で生活スタイルや考え方が多様化している今日にあっては、需要と供給のバランスからだけではなくて、やはり仕事の責任の重さ、そういうところから大変必要な策であると、私ども公明党は高く評価させていただきます。ぜひ前向きに取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、子育て施策、中でも公立幼稚園について再質問いたします。

確かなこととは申せませんが、公立幼稚園は保護者からは選択されていないように感じております。それは、保育所や私立幼稚園との利用者数の違いからだけではなくて、3歳児保育がない、送迎バスがない、預かり保育が不十分、そういった保護者のニーズにそぐわない実態も影響しているように思います。習志野市は公立幼稚園の充実のために、全ての子どもたちに幼児教育を、そして5歳児全入を掲げていた過去があったことは私も承知いたしておりますし、その時代にあっては大変評価に値する、そうした施策であったと判断いたします。しかし、時代は刻々と変わってきております。今の課題を直視する必要がございます。

そこで、市長答弁に、市立幼稚園の園児数は減少の一途、そして10名を下回る幼稚園が発生とございましたが、具体的なその状況と、今後の方針についてお伺いいたします。

◎こども部長(竹田佳司君) はい。1クラス10名を下回る幼稚園の状況と、今後の対応についてということでお答えを申し上げます。

第七中学校区におけます市立幼稚園の入園者数、こちらは減少傾向が続いております。特に秋津幼稚園では平成26年度、27年度が10名となり、その後、若干増加をしておりますけれども、一方で香澄幼稚園は、平成28年度、29年度は10名を下回り、今年度は5名という状況でございます。

このような園児数の減少は、本市が目指す集団教育の観点、さらには幼稚園行事など運営面においても課題がございます。今後、同地区において園児数の増加を見込むことは難しいというような状況もございますので、市長答弁にもございましたように、本市の幼稚園、保育所における教育・保育を将来にわたって持続可能なものとするため、これまでの幼稚園の再編方針でございますこども園化について検討を始めたところでございます。

こども部としての検討案ということで申し上げますと、既存施設を利用して必要な改修を行い、3歳児からのこども園として平成31年度より新たな施設を開設したいと考えております。現在のところ、香澄幼稚園を活用する案をたたき台として、保護者の皆様や地域の皆様に御意見を伺っているところでございまして、今後、子ども・子育て会議や教育委員会会議等においても御意見をいただきながら、最終的には具体的な方向性を示してまいりたいと考えております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

今の御答弁を解釈させていただきますと、適正な教育・保育の実態が困難な秋津幼稚園と香澄幼稚園を統合し、平成31年度にこども園として香澄幼稚園跡地に開設することを検討していると、こういうことになると思います。現在、保護者から意見聴取の段階、そして各種会議はこれから、こうした現状に正直申し上げまして不安は隠せませんが、必要から生まれた決断であると捉えさせていただきますので、ぜひ大胆かつ、そして慎重に進めていただきたいと要望させていただきます。よろしく願いいたします。

次に、そこで、これも確認なんですけど、こども園としての整備については、降って湧いたものではないと推察いたします。これは何らかの計画に位置づけられているのか、裏づけですね。確認させていただきます。

◎こども部長(竹田佳司君) はい。計画への位置づけということでお答えを申し上げます。

本市では、平成21年8月でございますけれども、習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画、こちらにおいて、市立幼稚園・保育所は、基本7つの中学校区に整備するこども園に集約をし、その他の幼稚園・保育所は段階的に私立化をするという方針を定めてございます。

こうした中で、市立のこども園整備につきましては、平成31年度に第二中学校区への開設を予定しております(仮称)大久保こども園、こちらで4園目が整備をされることとなります。残る第一、第五、第七中学校におけますこども園整備につきましては、第3期となりますこども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画において、その方向性を定めることとしておりました。しかしながら、第七中学校区におきましては、本市が目指す集団教育の観点から、少しでも早く対応すべきと判断しまして前倒しでの検討を始めたところでございます。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。少しでも早く対応すべきと判断して前倒しで検討に踏み切った、そのような御説明でございました。私は、今の答弁を伺いまして、当局の

フットワークのよさを感じました。今、行政に求められているのは、何といたってもスピードと行動でございます。まずは動く、この姿勢に評価をさせていただきます。

適正な集団規模が確保できない、だから2つの幼稚園を統合する。保育所待機児童が多数いる、だからこども園を開設する。当該地区のこども園整備は前から計画していた。このように、このたびの提案は納得できる背景があることは理解いたしました。しかし、検討途中とのことでございますので、1つだけ気になることがございますので伺ってまいりたいと思います。

それは、なぜ保育所として整備するのではなく、こども園にするのかということでございます。今、本市には、先ほども市長答弁がございましたように、保育所の待機児童がたくさんいる。幼稚園の希望が少ない。こうした構図からだけ考えると、単純に考えるならば、保育所として整備することは間違った選択ではないように感じるんですね。

そこで、まずはこども園における在籍児童の状況について伺いいたします。

◎こども部長(竹田佳司君) はい。各こども園の過去3カ年の在籍状況ということでお答えを申し上げます。

保育所保育対象児、いわゆる長時間児でございますけれども、こちらはいずれもほぼ定員どおりお預かりをしている状況です。一方、幼稚園教育対象児、いわゆる短時間児でございますが、過去3カ年の平均在籍率で申し上げますと、東習志野こども園が81.1%、杉の子こども園が82.1%、袖ヶ浦こども園が59.7%ということで、いずれも定員を下回るものとなっております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいまの、この部長答弁から端的に申し上げれば、こども園内の保育所は満杯、幼稚園はあきがある、こういったことだと思います。

次に、新たにこども園整備を検討している秋津・香澄地区の乳幼児の子ども関連施設の利用状況、そして保育所の待機状況、加えて最寄りのこども園が利用されていない実態について御説明ください。

◎こども部長(竹田佳司君) はい。秋津・香澄地区におけます就学前の子どもの施設利用状況ということで、2つの地区をあわせてお答えを申し上げたいと思います。

まず市立幼稚園を利用されている方は35名、市立保育所を利用されている方は84名、市立こども園のうち、幼稚園教育として利用されている方が1名、保育所保育として利用されている方が8名、そして私立幼稚園を利用されている方は34名、私立保育園を利用されている方が65名、認可外保育施設を利用されている方が15名となっております。

次に、直近の6月1日現在の待機児童数でございますけれども、秋津地区が5名、香澄地区が4名、こちらはいずれも3歳未満児でございます。

なお、最寄りのこども園を利用されていない、利用していない実態でございますけれども、当該地区におきましては、市立及び私立の幼稚園・保育所施設が充足しているものと考えているところでございます。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

今の御答弁を伺いまして、数の理論でいけば当該地区の公立幼稚園の存続は難しいのではないとも言えると思います。しかし、私は、ただいまの説明から、公立幼稚園の需要は皆無ではないと、そういうような理由からこども園としたと解釈させていただきます。つまり、必要とする御家庭が1人でもいるならば、その1人に手を差し伸べる施策を考案する、この姿勢が習志野市の教育

の原点にあることを私は確認させていただいたと思います。そして、この姿勢ですね。これがまた幅広く教育の中で差し伸べられていくことを期待いたします。

今後は、保育所保育認定と幼稚園教育認定の定数の割合、今は3対1ですか。幼稚園認定のほうが多くなっておりますけどもーなってはいないですね。もう既に始めておりますね。もう既に袖ヶ浦こども園等は進めていただいておりますけども、この当該地区のこども園につきましても、やはりニーズに合わせて、より現実的なものにしていただくなど、保護者を初めとして誰もが納得できる枠組みを構築していただきたいと強く要望しておきます。よろしくお願いいたします。

次に、教育委員会では、この提案についてどのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

◎**学校教育部参事(竹田佳司君)** はい。教育委員会の見解ということでお答えを申し上げます。これまで教育委員会会議におきましては、幼稚園の再編方針を定めたこども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画、こちらの策定経過において御協議をいただきまいりました。幼稚園需要の減少が定員を大きく割る現状の中、これまでの習志野市の幼稚園教育の質を確保する観点から、7つの中学校区にこども園を整備するということについて、基本的な考え方について御了承をいただいているところでございます。

また、このたびの秋津及び香澄幼稚園の在籍園児数の実態を踏まえ、教育委員会会議の中で委員の皆様からは、園児数の減少は、こども園や保育所を選択する家庭がふえてきていること、時代のニーズに合わせるべきであること、そして、本市における適正規模の集団として機能すべきであることなどの意見が出され、ニーズに合う対応を早急に検討するよう求められたところでございます。

今後も引き続き教育委員会会議の中で御意見を伺いながら、最終的な再編の方向性を定めてまいりたいと考えております。以上です。

◆**23番(小川利枝子君)** はい。ありがとうございました。やはり教育委員会では適正集団が大前提であると確認いたしました。今後も教育委員会会議において慎重な協議を重ねていただきたいと思っております。そして、どこまでも子どもという点から、子どもの幸福を前面に出した、よりよい案になることを期待いたします。よろしくお願いいたします。

最後に、当該地区に限らず、まだ今後のこども園構想は続いてまいります。そこで、改めて行政を代表して総括的に御答弁をいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

◎**副市長(諏訪晴信君)** はい。こども園整備と幼稚園・保育所の再編計画、このことにつきまして、小川議員からなる御質問を頂戴しました。

当時、1期計画に携わった身といたしまして、非常にやはり重いものというふうに受けとめております。この先ということでございますけども、冒頭の市長答弁の中では、まずは秋津・香澄地区の幼稚園、このことをこども園化するという御指示に基づきまして、今作業を進めているというところでございます。このことにつきましては、検討という段階ではございますけども、何よりも地域の保護者の皆様方の御意向、こういったものは十分に受けとめていかなければならないというふうに考えております。

しかしながら、時代のニーズは今、こども園を必要としているというふうに私どもは捉えています。そういった意味では、こども園が今後の保護者のニーズに、保育所等の需要の拡大ができるということも含めまして、やはり習志野市が選んだ道は間違っていないと思っております。7中学校区

に1つのこども園を市立で設けるということにつきましては、今後もこども部に対しまして指導・助言、事務の統括という立場からさせていただきながら、しっかりと取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいま副市長のほうから御答弁いただきまして、大変力強く安心いたしました。

御答弁にもございましたとおり、こども園が持続可能な子ども施策の一つとして、習志野市の英知を結集した、そして特区をとり創設した、これがこども園でございます。しかし、時代は移っております。変化に応じた柔軟な対応、英知を結集した、特区をとったこども園、そこに時代の変化に合わせた今後のこども園へと、ぜひ有言実行でお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

次に、指定管理者制度について再質問させていただきます。

先ほどの市長答弁で、指定管理者制度とは何か、こういうものに加えまして、本市の方向性を確認することができました。しかし、冒頭でも述べましたが、私が知る限り、どうも指定管理者制度とは何かということが行政内で希薄になりつつあるように思われます。

例えば、指定管理者がかわった、あるいは指定管理者になったが何も変わらないとの声は、安定した運営を維持しているとの評価にもなります。しかし反面、指定管理者の変更に伴う恩恵がないと、こういう評価にもなると思います。

そこで、まずは指定管理者制度に関する研修や指定管理者制度を導入している施設の所管部署での引き継ぎはどのようになっているのか、お伺いいたします。

◎総務部長(市川隆幸君) はい。御質問にお答えいたします。

本市では、指定管理者制度を実施するに当たり、平成16年に公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針を策定いたしまして、その中で制度の概要、導入の基本方針、具体的手続及びモニタリングに関する基本方針等を定めており、以来、必要に応じてこの指針を改正してまいりました。その後、指定管理者制度を各部局におきまして公の施設に導入する、または更新をする、このときに、この指針にのっとりまして各部局で設置をいたしております指定管理者制度検討委員会、この検討委員会におきまして、民間事業者が有します知識や発想、これらに基づきます創意工夫がどのように住民の皆様へのサービスの向上に寄与するのかを総合的に判断し、事業者を選定してきております。

しかしながら、議員御指摘のように、この制度の導入後、10年を経過している現状がございます。職員の人事異動に伴う引き継ぎを繰り返す中で、それぞれの部局におきまして、従来の指定管理者制度を導入する前の業務委託との大きな違い、この認識を忘れがちになる、民間の事業者の創意工夫を活用して住民サービスの質を高めるといふ、この指定管理者制度を導入した本来の目的というものが薄れてきていると、このような懸念もあるのも事実でございます。このようなことから、指定管理者制度の導入の最大のメリットでございます、民間事業者の創意工夫、これによる住民サービスの質の向上、これに向けて研修等を初めとして、指定管理者制度に対する職員の意識の醸成、これを図る必要があると認識しているところでございます。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。運営主体はあくまでも市でございます。指定管理者制度の趣旨や目的が職員間でしっかり共有されますよう、ぜひ、今御答弁にもござい

ましたが、研修などを通して意識の醸成を図っていただきますようお願いいたします。

そこで、平成29年度から指定管理者がかわりました、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、そして新たに導入いたしました実籾コミュニティホールの状況はいかがでしょう。サービスの質の向上に視点を当てて御説明いただけますでしょうか。

◎協働経済部長(齋藤秀明君) はい。御質問のございました、今年度から新たな指定管理者として管理運営がなされている谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、実籾コミュニティホールの3施設の導入状況につきまして、サービス向上の観点からお答えをさせていただきます。

サービス向上に向けた取り組みといたしましては、指定管理者が独自に自主事業を展開すべく、各施設とも事業計画において、これまで以上の事業数で幅広い市民を対象としたメニューとなっております。その中で既に実施した自主事業を見ますと、東習志野コミュニティセンターにおいて、現指定管理者が管理運営する他の施設との共催による里山保全タケノコ掘り体験を実施し、大変好評であったとの報告を受けているところでございます。このほか、施設パンフレット作成や施設の環境美化など、サービス向上に取り組んでおります。

いずれにいたしましても、2カ月を経過したところであり、今後、各施設とも特性を生かしたサービス向上に向けた取り組みが行われるものと期待をしておるところでございます。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

それでは、同様に谷津干潟自然観察センターについてはいかがでしょうか。

◎都市環境部長(東條司君) はい。それでは、谷津干潟自然観察センターの現状の指定管理者をどう評価しているかという観点についてお答えいたします。

現在の指定管理者であります谷津干潟ワイズユース・パートナーズにつきましては、平成27年度から管理をしており、ことしで3年目を迎えております。主な事業といたしましては、デジタルカメラ教室、2月に実施いたしましたバレンタイン企画、それと著名な動物画家の原画展示など、新規の入館者の集客を目的といたしました各種自主事業の実施を行うなど、施設の存在を多くの方にアピールするように努めておるところでございます。

しかしながら、入館者数は微増にとどまっております。前指定管理者の特徴でありました各種団体との連携した地域と一体となった事業の展開につきましては、指定管理期間がまだ浅いということもありまして、十分発揮されていないという面もございます。より魅力的な事業の創出や、売店の充実化等々、入館者により親しまれる施設となることが課題の一つと、このように考えております。このことから、現在の指定管理者におきましては、本市と月1回の月報の打ち合わせ、そして年4回の意見交換会、このことを通じまして課題の改善に向け協議を実施しているところでございます。

今後におきましても、入館者の増、サービスの向上など、施設の充実化を図るよう引き続き指定管理者と協力し、事業を進めてまいりたい、このように考えております。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。いずれも行っている、でも、これから、または課題があるとの御答弁でございました。

確かに初日から成果を求めることは無理難題だと言えると思います。しかし、市内それぞれの施設の指定管理者は、その施設をみずからの持てる力を生かして運営したいと手を挙げたわけでご

ございます。そして行政が比較検討して決定に至ったはずでございます。したがって、どんな法律、制度も、運用や、その裁量の仕方に変質する、こういったことが決してあってはなりません。指定管理者は、もっと積極的な事業展開があるべきであります。そして、行政側からも積極的な働きかけで指定管理者の力を十二分にやはり引き出す必要があるのではないかと、市民の苦情や意見、さまざま伺っておりますけども、そういう中で考えざるを得ない事柄も確かにございます。あくまでも制度を生かすのは職員であり、指定管理者に任せきりは厳禁でございます。ぜひいま一度原点に立ち返って取り組んでいただくことを要望いたします。

そこで、既に指定管理者制度の導入が決定している大久保地区公共施設再生事業では、今現在、事業者とどのような協議がなされているのか、お伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。大久保地区公共施設再生事業につきましては、PFI事業として先般の3月議会におきまして議決をいただきましたのを受けまして、平成29年3月24日に習志野大久保未来プロジェクト株式会社と正式に契約を締結いたしました。この契約におきまして、施設整備後の平成31年秋から始まる予定の維持管理業務に当たりましては、本事業者が施設の包括的な管理、使用許可及び利用料金の收受、こういったことを行いますことから、本事業者を指定管理者として指定することを定めてございます。

今後、指定管理者として実施をする具体的な業務内容につきましては、民間の創意工夫を生かしたよりよい市民サービスが提供できますよう、本事業者と詳細にわたりまして協議をしております。この協議が調いました段階で本議会におきまして公の施設の設置管理条例及び指定管理者の指定の議案、これを御審議をいただく予定でございます。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。後戻りすることなく、今から事業者さんと十分な協議を図っていただきたいと思っております。

あわせまして、この再生事業は市民だけではなく、多くの自治体が注目しています。そういうことから、広く進捗状況を公開していただきたい、このことを要望としておきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、いま一度、習志野市における指定管理者制度を総括する意味で、今後における指定管理者制度の活用についてお伺いさせていただきます。

◎総務部長(市川隆幸君) はい。今まで、るる各施設について御意見、御議論いただきましたけれども、私ども、本市の指定管理者制度に対します基本的な考え方、これは、これまでお示してまいりましたとおり、公の施設の管理運営に対して民間の事業者が有する知識や発想、それから、これによる創意工夫が住民の皆様へのニーズに対して効果的・効率的に働き、住民サービスの向上に寄与する、そういうふうに判断した場合は指定管理者制度を導入すると、このような基本方針を持ってございます。

今後につきましては、指定管理者制度の本来の趣旨、目的を達成するために、改めまして指針を改正し、モニタリングの充実を図ってまいりたい、このように考えております。具体的には、指定管理者から報告書の提出を求めるほか、実地調査、利用者アンケート等の実施、またモニタリングの実施時期を明確化する中で、毎年度終了後に各所管部において指定管理者の業務に対します実績評価を行い、その結果を指定管理者制度選定委員会に報告を行うなど、市内部におけるチェック機能を強化してまいりたい、このように考えております。これらのことによりまして、指定管

理者制度の導入の最大のメリット、何回も議員から御指摘いただきました、住民サービスの質を高めていけると、この目的に継続的に努めてまいりたいと考えております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。選定者である、この責任のもと、ただいま御答弁いただきました内容を、特にモニタリングの充実に向けて指針の改正、これは早期に実施していただきたいと思っております。そして、一日も早く住民サービスの質の向上を高める仕組みを構築していただくことを要望させていただきます、この問題は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

最後に、3番目ですね。障がい者基本計画について再質問させていただきます。

市長答弁で、改定途中であることは理解いたしました。そして、改定に当たっては、環境や制度の変遷を考慮した見直し、障がい者だけではなく、全ての市民を対象とすることも理解いたしました。

そこで、初めに確認ですが、障がい者基本計画は、障がい者施策全体の中でどのような位置づけにあるのか、確認させてください。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えをいたします。障がい者基本計画は、障がい者福祉施策の方向性、そして取り組むべき重点課題、これを示したものでございます。本市の障がい者福祉の根幹をなすものと申し上げますし、私ども習志野市には基本構想・基本計画というような上位計画がございます。障がい者福祉分野における、こういった長期計画に相当する基本的な計画であると、このように認識しております。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。根幹ですね。したがって、本計画が習志野市の障がい者福祉の進路となると理解いたします。

そこで、策定に当たってですが、障がいのある人だけではなくて、障がいのない人、このない人の意見なども反映できる手法がしっかりとられているのか、お伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、障がいのない方、こういった方々のしっかりとした理解、そして支援、支えが不可欠でございます。障がいのない方々の意識、これを確認し、あるいはその意見を参考にすることは、この計画の策定に当たって非常に重要であるというふうに考えております。

従来まで、この障がい者基本計画の策定に当たりましてはアンケート調査を実施しております。今回の計画の策定につきましても、3月にアンケート調査を実施いたしまして、障がいのある方2,500人に加え、無作為に抽出をさせていただきました約1,000人の障がいのない方もアンケートの対象にしているところでございます。このアンケートの結果を今後詳細に分析をするとともに、先ほど市長答弁にもございました一般的な計画、あるいは重要施策については、このような手続を常に踏まえているわけですが、パブリックコメント、これを12月に実施し、市民の皆様の御意見を広く伺ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

無作為に抽出した一般市民約1,000人にアンケートを実施したと、そういうことでございますが、果たして期待する成果は得られたのでしょうか。一抹のちょっと不安もございます。人数もさることながら、より多くの意見を得るのであれば、教員、そして指導員、そういった、あと事業所さん等、現場でかかわっている方々、そういう方々をやはり対象にするということも重要であると思っております。

ます。

また、ゼロ歳から18歳まで対象にしているということでございますが、対象年齢の配分ですね。その配分が、今現在の課題に応じた配分になっているのか。それから、アンケートだけではなくて聞き取り調査、こういった手法を取り入れたりが検討されたのでしょうか。御答弁の手法だけでは、正直申し上げまして、果たして満足いく情報が得られるのかと、私は不安が残っております。ぜひいま一度、結果をもとにして関係者間で協議していただくことを要望させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、同様に、行政職員の意見はどうなのでしょう。聴取されているのかどうかということも気にかかるところでございます。障がい者施策に限らず、行政は常に先駆的かつ積極的であることが求められます。そこで、本計画における全庁的な取り組みの有無についてお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えをいたします。市長答弁にもございました、障がいのある方の地域での暮らしを支えるために、社会、そして組織全体で支える、こういった取り組みがより求められるようになっております。

近年言われておりますソーシャルインクルージョン、あるいは共生社会、こういった理念を実現するためには、行政機関におきましても施策の分野にとらわれない、障がいのある人に対する共通理解、そして互いの部署の連携が必要であるというふうに考えております。言葉を少々変えますと、私どもの施策の全ての対象には必ず障がいのある方がいると、こういった認識をしっかりといま一度持つべきだと、このように考えております。

現行の計画に基づく取り組みを少々振り返りますと、教育と福祉の相互のつながりの部分、あるいは高等部卒業後の就労という新たな場面に向ける支援の体制、こういったところに課題があると、このように認識をしております。こういった課題につきましても、現在行っております各部課における現状の計画に位置づけた取り組みを振り返り、評価をし、これを継続して行うとともに、これらの課題への取り組みのさらなる推進を次期の計画の中に明確に位置づけていきたい、このように考えております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

同様に、障がい者への職員の理解ですね。行政内部における人材育成について、すなわち職員の確保や発掘についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。障がいのある方の対応につきましても、職員の障がいについての理解、そして意識を深める取り組みやコミュニケーションのスキルを身につけるなど、職員の対応力の向上に努めることが重要であると認識をしております。

また、障がいのある方からの相談に当たりましては、相談の内容を適切に受けとめ、必要な支援に結びつけられるよう、障がい福祉制度を中心に幅広い社会福祉制度への理解も必要となっております。

これらを踏まえ、人材の確保、そして育成につきましても、障がい者福祉を支える土台そのものを強め、そして広げるものと考えておりますことから、人事等を所管しております総務部としっかりと協議をし、次期計画の中に位置づけることを検討してまいります。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。障がい者御本人、そして御家族の希望である、まず市の職員から理解してほしい、こうした声にしっかりと、やはり応え得る人材の育成、そ

して確保、発掘、これに私は期待いたしております。

視点を変えて、前回要望させていただきました特別支援教育の充実については、いかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。

特別支援教育の充実につきましては、現行の障がい者基本計画におきましても基本施策として掲げ、個別の教育支援計画の作成促進、特別支援教育に携わる職員の資質の向上等の取り組みをこの計画に位置づけているところでございます。

これらについて、これまでの取り組みを振り返りますと、個別の教育支援計画につきましては、子どもの成長段階に合わせ適宜作成、あるいは更新され、それが子どもや、その保護者の支援に役立つよう活用されること、また、職員の資質向上の部分におきましては、教育分野と他の分野が互いの持つ情報などを共有し合う研修の機会、あるいは個別のケースの検討の場をより充実させていくことなどが課題として見えてまいります。次期計画の策定に向け、このような課題に対応するために、これまでの実績をよく検証した上で、特別支援教育の充実に関する取り組みを計画に位置づけていくことが引き続き重要な課題であると認識しております。

今後、教育委員会、あるいはこども部との間で協議・調整を含めまして、共通理解、共通認識をする中で計画の策定を進めてまいります。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

ただいまの答弁から、全庁的な取り組み、そして人材育成、特別支援教育の充実、この3つにつきましては、全て本計画に網羅できるように検討されると理解いたしました。環境や制度の変遷を踏まえ、そうしたニーズを、障がい者施策の根幹となるこの計画に明記する、これでこそ習志野市の姿勢を示すことになると考えます。ぜひ十分に検討していただき、しっかりと明記されることを期待いたします。よろしく願い申し上げます。

最後に、本計画の推進体制についてお尋ねいたします。

行政の計画の中には、厳しい評価をいたしますと、絵に描いた餅と思わざるを得ないものが過去に幾つかございました。しかし、支援を必要としている方は目の前にあります。障がい者という言葉のイメージが、まだまだ体に不自由さを抱えている、そして知的にもっともっと重いものを抱えている、そういったイメージであるような気もいたします。しかし、SOSを発信できない自閉症児を含めて、不登校、そしてひきこもりのお子さん、あるいは大人の方もいらっしゃいます。また、そういう方々で困っている、苦しいと心の内を発信できない、そういう方々など、彼らを取り巻く社会は、今、現実のものとして起きております。

そこで、本計画が絵に描いた餅にならぬよう、やはり着実に推進していくための組織体制、人員配置、これは非常に重要であると思っております。着実に推進していくための組織体制や人員配置のあり方については、どのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。計画を推進していくための体制、これをどのように構築すべきかと、こういう趣旨の御質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

行政計画、これを実効性のあるものとするためには、策定段階におきまして広く当事者、市民、事業者、専門家等の意見を取り入れながら、みんなでつくり上げていくということが重要であるということはあるまでもございませぬけれども、計画等策定後の推進体制をしっかりと構築をして、着実

な進行管理と評価を行うことが実効性を高める上で最も肝要であるというように認識をしているところでございます。

障がい者基本計画は、障がいのある方、また支援を必要とされている方の社会参加を、福祉分野だけではなく教育政策、都市政策、子ども政策、労働政策など、市行政のあらゆる分野で市民、事業者との協力のもとに進めていくための計画でありますことから、庁内各部局の横断的な連携のもとに全庁一体となって計画の進行管理と評価に取り組んでいかなければならないというように考えております。

また、健康福祉部におきましては、これらの全庁的な取り組みを専門的な視点から企画をし、調整をしていく役割が期待されるものであるということを念頭に置きまして、計画の実効性を高め得る組織体制のあり方等につきまして検討してまいりたいと考えております。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいまの御答弁をお聞きいたしまして、見詰める先が一緒であると、大変力強く、また心強く安心いたしました。傍聴している保護者さん、また多くの関係する方々、皆さんがこの言葉に感心されたのではないかと、また期待をされたのではないかと考えております。

6月1日付の広報習志野の、この広報に、宮本市長の記事に書かれた題名が私の心にとっても響きましてとまりました。それは「市」民の、お「役」に立つ、場「所」、そして、その市民の「市」とお役の「役」と場所の「所」にかぎ括弧がしてある。すなわち、市役所は市民のお役に立つ場所であると、そして、最後のほうに、市役所の職員は市民の事務局であると、本当にとっても市長の温かくも、また市民を本当に大事にされる、この市民へのメッセージ、本当にそういうメッセージであると、この言葉に、私もそうですが、多くの市民が共感、そして信頼、そして期待を持たれたのではないかと考えております。

今大切なのは、複雑化、多様化している市民ニーズに応え得る職員でございます。そして組織でございます。それらがうまく機能してこそ、初めて市民に誇れる行政になると私は考えております。決して職員がだめだとか、組織がだめだとか言っているわけではございません。本当に先ほども申し上げたように、時代の変化の中で複雑化、そして多様化、この言葉、市長が常々申している言葉でございますが、そういう時代の中で、職員も本当にやらなければならない仕事が本当にたくさんあると、よく頑張っているなと私も本当に思っているところでございます。しかしながら、これからの時代に向けて、やはり市民のニーズに合った、そうした市役所になっていかなければ、市長の目指すまちづくりは厳しい、本当に難しいのではないかと私は感じてならないんですね。ぜひとも積極的に検討していただき、よりよいものをつくり上げていただきたい。このことを強く要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。市長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。